

令和元年度  
津山市農業委員会  
(3月定例会議事録)

令和2年3月10日(火) 14時00分～  
津山市役所2階 202会議室  
津山市農業委員会定例会を招集する。

委員定数19名

出席委員(19名)

- |           |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 日笠 治郎  | 2. 太田 裕恭  | 3. 池田 幸正  | 4. 井家上 淑子 |
| 5. 小串 典介  | 6. 竹内 隆一  | 7. 尾島 宏明  | 8. 小島 仁太郎 |
| 9. 岡田 成子  | 10. 松尾 治  | 11. 山下 英男 | 12. 三谷 智子 |
| 13. 仁木 紹祐 | 14. 長森 健樹 | 15. 高山 一英 | 16. 植本 幸男 |
| 17. 筒塩 清美 | 18. 大山 正志 | 19. 大塚 毅  |           |

欠席委員(0名)

事務局(9名)

吉田 局長	藤原 次長	高橋 主査	杉井 主事
都井 主事	三宅 主査	小椋 主任	大澤 主査
阿部 主査			

## 議 事

- 議案第79号 農地法第3条の規定による許可申請承認について（委員会処分）
  - 議案第80号 農地法第4条の規定による許可申請承認について（市長処分）
  - 議案第81号 農地法第5条の規定による許可申請承認について（市長処分）
  - 議案第82号 農地転用事業計画変更承認について（市長処分）
  - 議案第83号 非農地証明願承認について
  - 議案第84号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
  - 議案第85号 農用地利用集積計画の承認について
  - 報告第22号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
  - 報告第23号 農地転用届出書の受理について
  - 報告第24号 農地改良届出書の受理について
- その他

## 議 事 録

別紙のとおり

(14:00～)

事務局 長

只今から、令和元年度3月の津山市農業委員会定例会を開会致します。  
本日は、委員19名中、18名のご出席を頂いており、全委員の過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本会は成立いたします。

日笠 会長

それでは、津山市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、以降の議事進行は、日笠会長にお願いいたします。では、会長よろしくをお願いいたします。

山下 委員長

皆さん雨の中ご苦労様です。インフルエンザも流行っておりますので、皆さんもお気を付けください。

それでは運営委員会からの報告をお願いします。

先ほど開催されました第12回運営委員会について、私から報告させていただきます。今回の運営委員会では、本日の定例会についてなど、事務局から相談、報告等を受けております。個々の案件につきましては、その都度、事務局から説明があると思っておりますので、よろしくをお願いします。

日笠 会長

以上、運営委員会の報告とさせていただきます。

はい、ありがとうございます。議事に入る前に、私の方から議事録署名人を指名させていただきます4番井家上委員さんと、5番小申委員さん、よろしくをお願いします。それでは議事に入ります。

事務局 (津山)

議案第79号農地法第3条の規定による許可申請承認について上程します。事務局説明願います。

議案の説明の前に1件取り下げがありましたので、ご連絡いたします。

3ページ、5-2についてですが、3筆の申請のうち、中北上1964番2が取下げられておりますので、議案からの削除をお願いします。このことに伴いまして、当申請の申請地面積欄の数字が変わってまいります。畑の筆数、面積が抹消され、合計欄が2筆3,063㎡となります。繰り返します。3ページ、5-2についてですが、3筆の申請のうち、中北上1964番2が取下げられておりますので、議案からの削除をお願いします。このことに伴いまして、当申請の申請地面積欄の数字が変わってまいります。畑の筆数、面積が抹消され、合計欄が2筆3,063㎡となります。

それでは、議案第79の説明をいたします。今回、津山地区から7件、加茂地区から1件、勝北地区から1件、久米地区から4件合計13件の申請です。議案書のページで申しますと、1ページから4ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1についてですが、小田中の71歳の男性から、同じく小田中の69歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、1-2についてですが、勝部の71歳の男性から、同じく勝部の61歳会社員の男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、1-3についてですが、高野本郷の72歳の男性から、同じく高野本郷の73歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、1-4についてですが、岡山市の70歳の男性から、福田の70歳会社員の男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、1-5についてですが、国分寺の70歳の男性から、同じく国分寺の65歳会社員の男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、1-6についてですが、瓜生原の90歳の女性から、勝央町の66歳農業を営む女性への、親子間贈与による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

日 笠 会 長 事 務 局 ( 加 茂 )	<p>続きまして、1-7についてですが、下田邑の78歳男性から、下田邑の52歳会社員の男性への、親子間贈与による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。</p> <p>津山地区の説明は以上です。</p> <p>はい、ありがとうございました。続いて加茂。</p> <p>続きまして、加茂地区の説明をいたします。</p> <p>2-1についてですが、加茂町小淵の31歳の女性から、加茂町小淵の41歳、会社員の男性への増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は別紙調査書のとおりです。</p> <p>加茂地区からの説明は以上です。</p>
日 笠 会 長 事 務 局 ( 勝 北 )	<p>はい、ありがとうございました。続いて勝北。</p> <p>続きまして、勝北地区の説明をいたします。</p> <p>4-1についてですが、所沢市の71歳男性から新野山形の69歳農業の男性への増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は別紙調査書のとおりです。</p> <p>勝北地区の説明は以上です。</p>
日 笠 会 長 事 務 局 ( 久 米 )	<p>はい、ありがとうございました。続いて久米。</p> <p>続きまして、久米地区の説明をいたします。</p> <p>5-1は岡山市の61歳会社員の男性から、南方中の79歳農業の男性への増反による所有権移転でございます。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりでございます。</p> <p>5-2は兵庫県尼崎市の77歳主婦の女性及び大阪府大阪市の81歳主婦の女性から、中北下の72歳農業の男性への贈与による所有権移転でございます。譲受人が新規就農にあたるため、2月17日に面談を実施し問題ないと判断しています。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりでございます。</p> <p>5-3は坪井下の79歳農業の男性から、南方中の88歳農業の男性への増反による所有権移転でございます。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりでございます。</p> <p>5-4は岡山市の89歳無職の女性から、桑上の72歳会社役員の男性への増反による所有権移転でございます。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりでございます。</p> <p>説明は以上です。</p>
日 笠 会 長 大 山 委 員	<p>はい、ありがとうございました。続いて地元委員の説明をお願いします。</p> <p>1区大山です。1-1につきましては、受け人は親子で農業をされておりまして、野菜や果樹等をされておりまして問題ないと思います。</p> <p>1-2につきましては先月の定例会でもありましたように道路と所有地が入り組んでいるということで、問題ないと思います。</p>
日 笠 会 長 小 島 委 員	<p>はい、ありがとうございました。次。</p> <p>8番小島です。買われる方は一生懸命農業をされている方ですので問題ないと思います。</p>
日 笠 会 長 井 家 上 委 員	<p>はい、ありがとうございました。次、1-4ですが、これはアパートにおりますけど身内の人が引き受けてするというので、問題ないと思います。</p> <p>次。</p> <p>1-5なんです、受け人は所有農地について、全て管理が行き届いてますので問題ありません。</p> <p>1-6につきましては、親子間の贈与でございますが、前回の定例会でも申請が出ておりました、問題ないと思います。</p>
日 笠 会 長 池 田 委 員	<p>はい、ありがとうございました。次。</p> <p>3番池田です。これも親子間贈与で、一生懸命されるようですよしくお願ひし</p>

日 笠 会 長	ます。
竹 内 委 員	はい、ありがとうございました。次。 6番竹内です。問題ありませんのでよろしくお願ひします。
日 笠 会 長	はい、ありがとうございました。次。
尾 島 委 員	7番尾島です。親族間ですので問題ありません、よろしくお願ひします。
日 笠 会 長	はい、ありがとうございました。次。
植 本 委 員	16番植本です。5-1につきましてはしっかり農業されておりますので問題ないと思います。 5-2につきましても、面談をしましたがしっかり頑張りますということで、問題ないと思います。 5-3につきましては、88歳ですけども、私は100歳までするんだということで、家族の方も手伝われているので問題ないと思います。
日 笠 会 長	はい、ありがとうございました。次。
太 田 会 長 代 理	2番太田です。5-4ですが、渡人は岡山ですが、こちらにある家も空き家になって売りに出されたり、整理しようということで、今耕作している方に買ってもらうということで、しっかりされているので問題ないと思います。
日 笠 会 長	はい、ありがとうございました。今説明があったものに対して、皆さん何かありますか。
* 日 笠 会 長	ありません。
* 日 笠 会 長	はい、それでは賛成の方は挙手をお願いします。 《 多数、挙手 》
日 笠 会 長	はい、賛成多数ということでありがとうございます。 それでは議案80号農地法第4条の規定による許可申請承認について上程します。事務局説明願ひします。
事務局（加茂）	それでは、議案第80号の説明をいたします。今回、加茂地区から1件、勝北地区から1件、合計2件の申請です。議案書のページで申しますと5ページです。それでは、議案書をもとに説明します。 2-1番・加茂町宇野の田、230㎡の件についてです。農地区分は、農振除外された土地ですが、土地改良事業はされておらず、周辺の状況から第2種と判断しています。転用目的は敷地の拡張です。転用事業者は、加茂町宇野にお住まいの68歳農業の男性です。現在、農家民宿を営んでいますが、駐車場がなく、車で来られた方は玄関前のスペースに駐車している状況であり、子供が庭で遊ぶこともあり、大変狭く不便であるため、新たに露天駐車場を設置するため転用するものです。 転用にあたり、境界部分については、西側は母屋と隣接して既存の石垣があり、その他の周辺には排水路を設け、雨水排水については、自然浸透のほか排水路を設け既存排水路に接続させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。宇野町内会及び坂根水利組合から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。敷地の拡張であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。 加茂地区からの説明は以上です。
日 笠 会 長	はい、ありがとうございました。続いて勝北地区。
事務局（加茂）	続きまして、勝北地区の説明をいたします。 4-1番・大吉の畑、194.12㎡、田332㎡の追認案件についてです。農地区分は、農用地区域内にある農地のため農用地で、用途は農業用施設用地です。転用目的は農業用倉庫で、施設の概要は、全高3.0mから6.0m程度の農業用倉庫4棟です。転用事業者は、大吉にお住まいの92歳農業の男性です。亡き父が昭和40年頃に許可を得ることなく建築した農業用倉庫を使用していたものです。転用にあたり、境界部分はコンクリート擁壁及び石積みを設け、雨水排水については既存水路で対応するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。大吉町内会から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。農業用施設であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。 議案第80号の説明は以上です。
日 笠 会 長	はい、ありがとうございました。では地元委員の説明をお願いします。
山下 委 員	11番山下です。2-1ですが、事務局の説明の通りで問題ないと思います。
日 笠 会 長	はい、ありがとうございました。次。
尾 島 委 員	7番尾島です。先ほどの事務局の説明の通りで問題ないと思います。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございました。今説明があった議案第80号に対して、皆さん何かありますか。

\*  
日 笠 会 長 ありません。

\*  
日 笠 会 長 はい、それでは賛成の方は挙手でお願いします。

日 笠 会 長 ≪ 多数、挙手 ≫

事務局（津山） はい、賛成多数ということでありありがとうございます。議案第81号農地法第5条の規定による許可申請承認について上程します。事務局説明願います。

それでは、議案第81号の説明をいたします。

今回、津山地区から所有権移転6件、使用貸借権設定1件、勝北地区から所有権移転1件、久米地区から所有権移転1件の計9件の申請です。議案書のページは、6ページから8ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1番・山北の田、355㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、貸倉庫で、施設の概要は、鉄骨造平屋建て全高6.2m程度の倉庫兼事務所1棟です。転用事業者は、山北にお住いの43歳会社役員の女性です。申請地に倉庫兼事務所を建築し、自身が役員を務める通信販売業の会社に貸し付けるため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既存コンクリート壁のほかL型擁壁を設置し、雨水排水については、既設排水路に排水し、雑排水は下水道に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。車井出水利組合から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-2番・志戸部の農業用施設、229㎡、所有権移転の追認案件についてです。農地区分は、農用地区域内にある農地のため農用地ですが、用途変更の承認を受けております。転用目的は農業用施設で、施設の概要は、全高3.2m程度の農業用ビニールハウス2棟です。転用事業者は沼にお住いの酪農業46歳の男性です。農業用資材、牧草を保管するため農業用ビニールハウスを設置し、使用していた申請地を譲り受けようとしたところ、手続きが未了であったものです。転用にあたり、境界部分については、水路があり、雨水排水については、排水路から既存排水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。加茂川下流開拓西部土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。農業用施設であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-3番・志戸部の畑、68㎡、使用貸借権設定の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高7.5m程度の居宅1棟で、建蔽率は25%です。転用事業者は志戸部にお住いの53歳自営業の男性です。現在、両親と一緒に生活しておりますが、建物の老朽化に伴い一部を取り壊すこととなったため、隣接する申請地を借り受け、居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁を設置し、雨水排水は、既存の排水路に接続し、生活雑排水は下水道に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。志戸部町内会から差し支えない旨の承諾書の提出と使用貸借契約書の写しの添付を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-4番・二宮の田、1,041㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は太陽光発電施設で、施設の概要は、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設1施設です。転用事業者は、岡山市南区に本店を置く資本金の額2,000万円の株式会社で、主な事業は太陽光発電業です。申請地を取得し、太陽光発電施設として転用するものです。転用にあたり、境界部分については、周囲より低く、盛土は行わず、雨水排水については、自然浸透を図るなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。吉井川井堰土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-5番・二宮の田、137㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、敷地の拡張です。転用事業者は、二宮にお住いの81歳無職の男性です。自宅の南側が狭

く、申請地を譲り受けて、庭として使用するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、現状のまま利用し、雨水排水については、素掘り水路から既存排水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。灘池土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-6番・院庄の田、107㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、進入路です。転用事業者は、院庄にお住いの65歳農業の男性です。所有農地への進入路がないことから、申請地を進入路として転用するものです。転用にあたり、境界部分については、水路を設けることで対処し、雨水排水については、新設水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。吉井川井堰土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-7番・国分寺の田、915㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、商業施設用地で、施設の概要は、木造2階建て全高6.5m程度の事務所兼居宅1棟、全高2.8m程度のカーポート1棟及び露天駐車場です。転用事業者は西吉田にお住いの54歳と47歳の会社役員のご夫婦です。現在、経営している会社について、賃貸物件に入居していますが、退去を求められたことから、現在の事務所近くで、事業のために必要な面積が確保できる申請地を買い受け、事務所兼居宅を建築し、会社に貸し付けるため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、南側はコンクリート擁壁を設置し、北側は水路があり、東側、西側は法面を設け、雨水排水は、既存水路に流入させ、生活雑排水は合併処理槽を設置して既存排水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。集落に接続した位置であり、他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

津山地区分の説明は以上です。

日 笠 会 長  
事 務 局 ( 勝 北 )

はい、ありがとうございました。続いて勝北。

続きまして、勝北地区の説明をいたします。

4-1番・大吉の宅地、105㎡、所有権移転の追認案件についてです。農地区分は、農振除外された土地ですが、土地改良事業はされておらず、周辺の状況から第2種と判断しています。転用目的は敷地の拡張です。転用事業者は、大吉にお住いの61歳会社員の男性です。亡き父が平成10年頃に自宅を増築した際に、宅地境界を誤って建築しており、手続きが未了であったものです。転用にあたり、境界部分はコンクリートブロック壁を設け、雨水排水については既存水路に流し、し尿は汲み取りで対処し、生活雑排水は異物を排除して既存の排水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。案内町内会から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。敷地の拡張であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

勝北地区の説明は以上です。

日 笠 会 長  
事 務 局 ( 久 米 )

はい、ありがとうございました。続いて久米。

続いて、久米地区の説明をします。

5-1番・中北上の畑、208㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、露天駐車場です。転用事業者は、中北上に主たる事務所を置く基本財産の総額約208万円の宗教法人です。既存の駐車場では法要、彼岸等の墓参りの参拝者の車が収まっていないため、隣接する申請地を露天駐車場として整備するものです。転用にあたり、境界部分は三方は周囲より低く、表面にクラッシュランを敷設するのみで、雨水については自然浸透により処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。土地改良区には未所属です。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

議案第81号の説明は以上でございます。

日 笠 会 長  
大 山 委 員

はい、ありがとうございました。それでは1-1から、地元の委員から説明をお願いします。

1区大山です。1-1について、山北の土地であります。住宅地の中心地で問

題ないと思います。

1-2につきましてはビニールハウスを農業用として建てているということで問題ないと思います。

1-3につきましては志戸部ですが、親子関係で現在両親の家は改修工事をされていてこの隣に建てるということで、現在準備をされているということで、問題ないと思います。

日笠会長 はい、1-4は問題ないと思いますが、書類が前日までに届かないのはいかがなものかと思います。

小串委員 何が問題かわからないので事務局説明してもらえますか。

事務局 説明します。転用の申請にあたり、関係法令の許可を受ける必要がある案件については、その手続きを求めています。今回の案件は吉井川の近くということで河川法の許可申請が必要な土地でありましたので、申請者がその手続きに時間がかかっており、その申請がやっと出来たということで、書類の提出があったところです。

小串委員 それは申請までにすればいいんですか。

事務局 従前からの扱いとしまして、関係法令の申請については、この委員会で審議をするまでには提出するようになっております。

小串委員 それは申請してさえすれば不許可になってもいいということですか。

小大員 よっぽどではない限り不許可にはならないでしょう。

事務局 基本的には申請されて整っているからこそ受理をされているということです。また許可書を渡す段階では必ず関係法令の許可書の写しも提出するようになっておりますので、不許可になっても農業委員会の許可書が受け取れるということではないです。

\* 日笠会長 < 口々に発言 >

日笠会長 はい、それではきりがないので、今回はいいという意見が出たのでよろしいでしょうか。

日笠会長 はい、それでは次、1-5についてですが、これも推進委員と見に行きましたが、問題なかろうと思っております。

日笠会長 1-6について、これは進入路ですが、重機を入れるのに大きいのがいるということで、問題ないと思います。

井家上委員 次。

日笠会長 4番井家上です。1-7について、国分寺ですが、集落に接続しておりますし、問題ないと思います。

尾島委員 はい、次。

日笠会長 尾島です。4-1ですが、先ほどの事務局の説明の通りで問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

植本委員 はい、次。

日笠会長 16番植本です。5-1につきましては問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

日笠会長 はい、ありがとうございます。今説明があったものに対して、皆さん何かありますか。

\* 日笠会長 ありません。

\* 日笠会長 はい、それでは賛成の方は挙手でお願いします。

日笠会長 < 多数、挙手 >

日笠会長 はい、賛成多数ということでありがとうございます。

事務局 (津山) それでは議案第82号、農地転用事業計画変更承認について上程します。地元の委員さんから説明をお願いします。

事務局 (津山) それでは、議案第82号の説明をいたします。今回、津山地区から2件の申請です。議案書のページで申しますと、9ページから11ページです。また、追加資料をお配りしておりますので、議案書の説明とともにご確認をお願いします。それでは、議案書をもとに説明します。

事務局 (津山) 1-1番・野村の雑種地、6,250㎡の件についてです。なお、1-2番と関連した議案となります。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用事業者は、草加部に本店を置く資本金の額2,500万円の株式会社で、主な事業は鋼構造物製造業です。申請地において、露天資材置場及び露天駐車場を整備するため転用許可を受け、その後資材置場兼作業所を建設するため事業計画変



更承認を受けておりましたが、土地の利便性向上などを勘案して、隣接農地の取得に向け買収交渉を行っていたところ、農地所有者から建物を建築したら買収に応じない旨の考えが示されました。このことを受け、継続して交渉を続けるため、建築物の建築を断念せざるを得なくなったことから、申請地を事業計画変更前の事業内容である露天資材置場及び露天駐車場として利用するため、事業計画の変更承認申請がなされたものです。計画の変更にあたり、境界部分については擁壁及び水路を設け、雨水排水については溜桝を通じて既設水路に放流するなど、土砂流出等、周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。第2種農地であり、変更後の転用計画は農地区分から見ても問題ないものと考えられ、また、周辺地域の農業等に及ぼす影響も変更前に比べ同程度以下であると認められます。

続きまして、1-2番・野村の雑種地、2,125㎡の件についてです。1-1番と関連した議案になります。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用事業者は、1-1番と同じ株式会社です。1-1番で断念せざるを得なくなった資材置場兼作業所ですが、この建物は事業計画に必要な施設であることから、露天資材置場、露天駐車場などとして利用するとして許可を受けていた申請地に資材置場兼作業所を建設するため、事業計画の変更承認申請がなされたものです。計画の変更にあたり、境界部分については新設擁壁、側溝及びフリームを設け、雨水排水については溜桝を通じて既設水路に接続し、生活雑排水は浄化槽を通じて既設水路に接続するなど、土砂流出等、周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。第2種農地であり、変更後の転用計画は農地区分から見ても問題ないものと考えられ、また、周辺地域の農業等に及ぼす影響も変更前に比べ同程度以下であると認められることから、事業計画の変更は問題ないものと考えます。

議案第82号の説明は以上です。

- |     |     |     |    |  |
|-----|-----|-----|----|--|
| 日小  | 笠島  | 会委  | 長員 | はい、ありがとうございました。それでは地元の委員から説明をお願いします。8番小島です。地主さんの要望ですので、建てる方も従うしかないというところがありますので、よろしくをお願いします。 |
| 日   | 笠   | 会   | 長  | はい、ありがとうございました。今説明があったものに対して、皆さん何かありますか。   |
| 日   |     | * 会 | 長  | ありません。   |
| 日   | 笠   | * 会 | 長  | はい、それでは賛成の方は挙手でお願いします。   |
| 日   | 笠   | 会   | 長  | 《 多数、挙手 》  |
| 日   | 笠   | 会   | 長  | はい、賛成多数ということでありがとうございます。   |
| 大山  | 山   | 委   | 員  | それでは議案第83号、非農地証明願承認について上程します。地元の委員さんから説明をお願いします。   |
| 日   | 笠   | 会   | 長  | 1区大山です。1-1について、志戸部ですが、これは昭和54年頃に農業用倉庫として建ててしまったということです。                                      |
| 井家上 | 井家上 | 委   | 員  | 1-2についても志戸部ですが、本人は神奈川県に出ておられまして、以前に宅地化してしまったということで、仕方ないと考えております。                             |
| 日   | 笠   | 会   | 長  | はい、次は1-3ですが、親の代から物置が建っていたということで、今更仕方ないということです。   |
| 日   | 笠   | 会   | 長  | 4番井家上です。1-4ですが、昭和40年頃に駐車場や進入路にしてしまったということです。もう農地としての復旧は不可能だと思います。                            |
| 日   | 笠   | 会   | 長  | 1-5ですが、水路がまっすぐでなかったために、水路を作った際に宅地として取り込んでしまったということです。問題ないと思います。                              |
| 日   | 長森  | 会委  | 長員 | はい、次。  |
| 日   | 長森  | 会委  | 長員 | 14番長森です。1-6、田邑ですが、ここの利用状況欄にありますように、やむを得ないと思います。  |
| 日   | 長森  | 会委  | 長員 | 1-7、1-8につきましても、利用状況欄にありますように、牛舎等ということで、一部は山林原野化しておりますが、問題ないと思います。                            |
| 日   | 長森  | 会委  | 長員 | 続きまして1-9、大篠ですがこれも同様に非農地で、やむを得ないと思います。以上です。   |
| 日   | 尾島  | 会委  | 長員 | はい、次。  |
| 日   | 尾島  | 会委  | 長員 | 7番尾島です。4-1につきまして、農作業、宅地への進入路ということで、問題ないと思います。  |
| 日   | 尾島  | 会委  | 長員 | 4-2については、本人さんがされている工務店の敷地になってしまっている  |

			<p>ということです。</p> <p>4-3について、居宅が建っておりますので仕方ないと思います。</p> <p>4-4についても原野等になってしまっているということです。</p>
日笠会 松尾会 日笠会 太田会長代理	委員長 委員長 委員長		<p>はい、次。</p> <p>10番松尾です。4-5、これも昭和の代からのことで、仕方ないと思います。</p> <p>はい、次。</p> <p>2番太田です。推進委員と現地を見ましたが、仕方ないと思います。</p> <p>5-2ですが、これも駐車場として集会所の前をつぶしてしまったということで、問題ないと思います。</p>
日笠会	委員長		<p>はい、それでは議案第83号について筆頭者からの説明がありましたが、賛成と思う方は挙手をお願いします。</p>
		*	<p>《 多数、挙手 》</p>
日笠会	委員長		<p>はい、賛成多数という事でありがとうございます。</p> <p>議案第84号耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について上程します。筆頭者の方は説明をお願いします。</p>
井家上委員	委員長		<p>4番井家上です。1-1ですが、畑だったのを高齢で、山が迫ってきて畑を作れないということで、山林化しております。仕方ないと思います。</p>
日笠会 尾島会 日笠会	委員長 委員長 委員長		<p>はい、次。</p> <p>7番尾島です。以前より山林化してしまって仕方ないと思います。</p> <p>はい、それでは議案第84号について筆頭者からの説明がありましたが、賛成と思う方は挙手をお願いします。</p>
		*	<p>《 多数、挙手 》</p>
日笠会	委員長		<p>はい、賛成多数という事でありがとうございます。</p> <p>議案第85号農用地利用集積計画の承認について上程します。事務局簡単に説明して下さい。</p>
事務局	局長		<p>議案第85号 農用地利用集積計画の承認についての説明いたします。議案書のページは、17ページから29ページです。17ページに集計表を載せております。今回の利用権設定は、貸借権設定によるものが津山地区18件、加茂地区16件、阿波地区10件、勝北地区16件、久米地区43件の計103件、所有権移転によるものが勝北地区1件です。</p> <p>以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。</p> <p>議案第85号の説明は以上です。</p>
日笠会	委員長		<p>はい、ありがとうございました。利用集積計画ということで、皆さん承認いただけますか。</p>
		*	<p>はい。</p>
日笠会	委員長		<p>では、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
		*	<p>《 多数、挙手 》</p>
日笠会	委員長		<p>はい、賛成多数という事でありがとうございます。</p> <p>報告第22号3条の3第1項の規定による届出書の受理について、事務局説明願います。</p>
事務局	局長		<p>報告第22号について説明します。議案書のページは30ページから32ページです。</p> <p>今回は、相続によるものが7件20筆となっております。また、届出があった農地のうち現況が無断転用または、雑草繁茂だったものにつきましては、適正な手続きまたは管理をするよう通知しております。</p> <p>その他詳細は議案書のとおりです。報告第22号の説明は以上です。</p>
日笠会	委員長		<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>報告第23号農地転用届出書の受理について、事務局説明願います。</p>
事務局	局長		<p>報告第23号の説明をいたします。議案書のページで申しますと、33ページです。今回は、1件です。</p> <p>1-1につきましては、大篠の田、250㎡のうち26.70㎡に農機保管庫をつくるというものです。</p> <p>報告第23号の説明は以上です。</p>
日笠会	委員長		<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>報告第24号農地改良届出書の受理について、事務局説明願います。</p>

事 務 局	報告第24号の説明をいたします。議案書のページで申しますと、34ページです。今回は、1件のみです。 5-1につきましては、久米川南の田、3,877㎡のうち50㎡について、畦畔を撤去し、作業効率を改善するというものです。
日 笠 会 長	報告第24号の説明は以上です。 はい、ありがとうございました。 議案はこれを以て終了しました。委員の皆さんから何か他にありますか。
* 日 笠 会 長 事 務 局	ありません。 それでは事務局からお願いします。 事務局から次回の定例会の日程等について連絡させていただきます。 次回、4月の定例委員会ですが、4月10日金曜日午後2時より、市役所2階大会議室で行います。なお、例年4月に開催に開催しております農業委員及び農地利用最適化推進委員による総会につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針に鑑み、その開催は延期したいと存じます。その開催の日時につきましては、改めて通知させていただきたいと存じます。 繰り返します。次回、4月の定例委員会ですが、4月10日金曜日午後2時より、市役所2階大会議室で行います。なお、例年4月に開催に開催しております農業委員及び農地利用最適化推進委員による総会につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針に鑑み、その開催は延期したいと存じます。その開催の日時につきましては、改めて通知させていただきたいと存じます。 運営委員会は、午後1時30分から農業委員会室で行いますので、運営委員さんにおかれましては、市役所4階農業委員会室に1時30分までにお越しください。 事務局からの連絡は、以上でございます。
日 笠 会 長	はい、ありがとうございました。それでは定例会の議事を終了させていただきます。
太 田 会 長 代 理	失礼します。それでは令和2年3月定例会を終了します。ありがとうございました。
*	お疲れ様でした。

(15:10終了)

上記会議のてん末を記載し、相違ないことを証するために確認し、署名捺印する。

会 長 日 笠 治 郎

署 名 委 員

---

---